

自立支援医療(精神通院)の制度について

◎自立支援医療（精神通院医療）とは

～医療費が軽減される制度です～

- ◆ 精神治療にかかる医療費の自己負担が 1 割になります。ただし、生活保護受給者の方は無料となります。（指定された病院・薬局のみが対象となります）
- ◆ 通院以外に、精神科のデイケア・作業療法、精神科の訪問看護等も申請されると 1 割負担でご利用できます。
- ◆ 所得によって 1 カ月の上限額が設定されています。
- ◆ 有効期限は“1 年間”です。
- ◆ 有効期限が切れる“3 ヶ月前から更新手続きができます”。

※ 氏名、住所、健康保険証、医療機関等が変更になった場合は、必ずお手続きが必要です。



◎申請に必要な書類について

～下記の書類をご用意のうえ、障害福祉課で手続きを行って下さい～

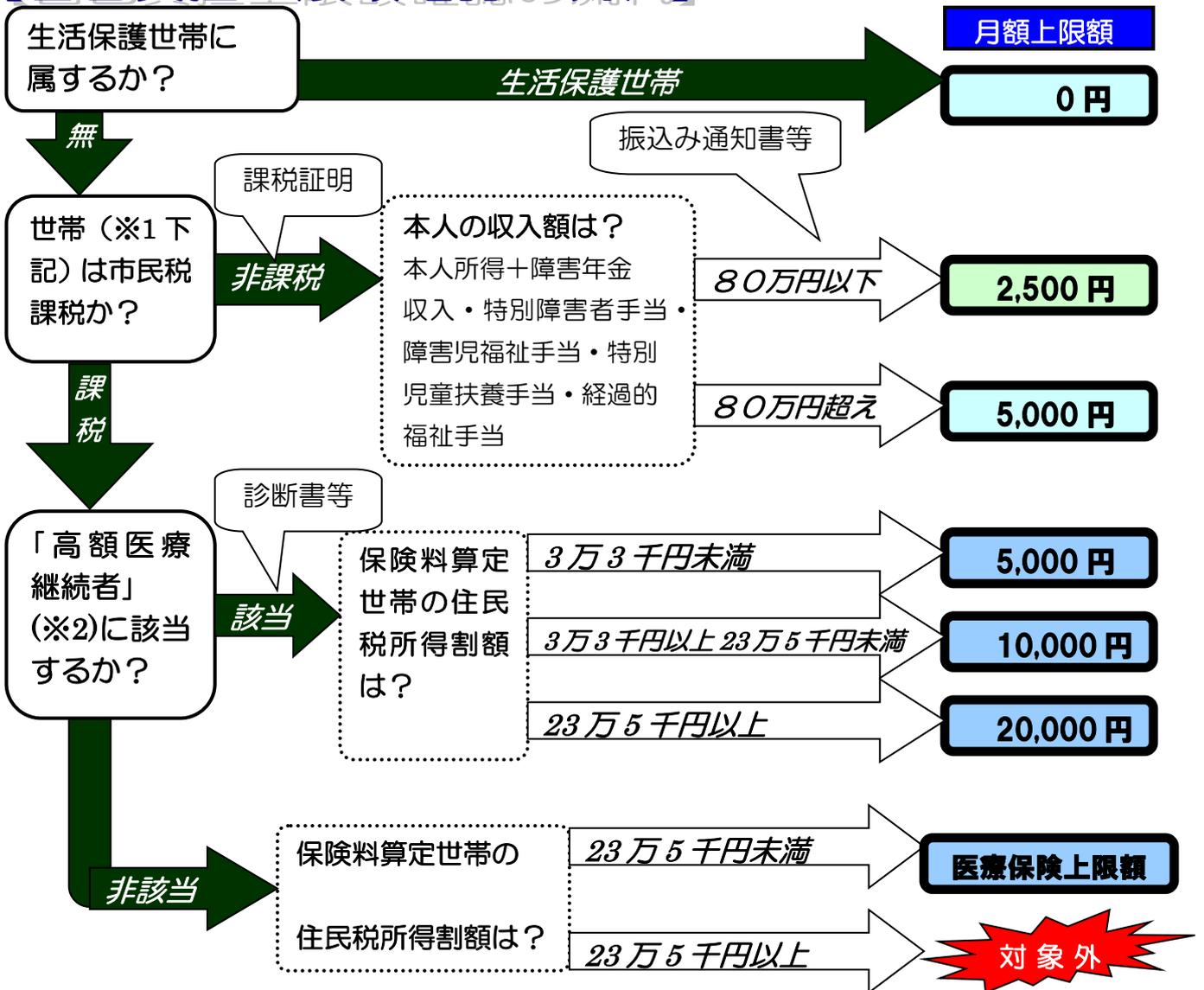
自立支援医療費申請書（窓口で記入できます）

- ◆ 所定の診断書（医師が記入したもの）
※更新の際、不要となる場合があります。
- ◆ 健康保険証の写し
- ◆ 個人番号カード（又は、通知カード）
- ◆ 身分証明書（運転免許証など）
- ◆ 更新の方は自立支援医療受給者証
- ◆ 同意書＝受給者の世帯の収入を確認するために必要（窓口で記入できます）
※前年度、帯広市の居住されていない方は、前年度居住されていた市町村の所得課税証明書が必要です。
- ◆ **非課税世帯の方に必要な書類**
二年収が 80 万円以下なら金額が証明できるもの
 - ・ 障害年金、遺族年金等の証書及び振込み通知書
 - ・ 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当などの証書の写しか、振込み通知書



裏面へつづく

【自己負担上限額確認の流れ】



※ 1 「世帯」とは

- ◎ 国民健康保険・後期高齢者医療加入者～受診者が属する世帯全員
- ◎ その他保険加入者 ～受診者が属する医療保険の被保険者

※ 2 「高額医療継続者」とは

- ① 統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、もしくは薬物関連障害(依存症等)、または3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を有すると判断された場合。
- ② 疾病に関わらず高額な費用負担が継続する者(医療保険の多数該当者＝申請時の過去1年以内に高額療養費制度を4回以上受けた方)

MEMO

帯広市役所 障害福祉課

〒080-8670

帯広市西5条南7丁目1番地

電話 0155-65-4147

FAX 0155-23-0163